

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十七号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年広島県規則第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-----------------------|----------|-----------------------|--------------------------------|
| 別表（第三条関係） 一 本庁に置く職 | | 別表（第三条関係） 一 本庁に置く職 | |
| 職名 | 職の置かれる組織 | 職名 | 職の置かれる組織 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 職務 | 職務 | 職務 | 職務 |
| (略) | (略) | (略) | 知事の命を受け、広島サミットに 関する事務を掌理する。 |
| 備考 | 備考 | 備考 | 地域政 策局に 必要に 応じ置 く。 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 二 (略) | | 二 (略) | |
| 備考 | 備考 | 備考 | 備考 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |

附 則

この規則は、令和五年七月一日から施行する。